資料2

**１　生活支援体制整備事業とは**

高齢になっても住み慣れた地域で誰もが暮らし続けることができるように、平成27年度の介護保険制度改正により、市に位置づけられた事業。具体的には、生活支援体制整備協議会の設置、生活支援コーディネーターを配置し、住民同士の支え合いの活動や、高齢者の社会参加を推進することを目的とした事業です。

**２　本事業の推進役**

広域型生活支援コーディネーターを吹田市社会福祉協議会に委託しています。

　**３　本協議会の達成段階**

平成28年度から年4回程度議論し、構成員の皆様の地域での役割について

の相互理解や、高齢者のニーズ調査から、支援の具体化に向けて検討し、ステージ3の立ち上げ段階まで進んできています。

**「介護予防についての活動（いきいき百歳体操）」を例にすると**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住民同士の助け合いつながり（きづく、つたえる、つながる等） | 住民主体での実施（住民が決める・企画する・運営する） |
| 行政による支援 | 【介護予防教室】・一人一人が介護予防の目標を設定し、目標に沿った又は教室終了後も継続できるための支援・参加者同士をつなぐ等の仲間づくり | ・教室参加による効果の口コミ「いきいき百歳体操」おためし講座を経て、実施するか決める。 |
| 住民による実施 | 【活動継続のための支援】・定期的なフォロー（体力測定等） | ・会場や物品の確保・会場設営、片付け・楽しく継続するための運営の工夫 |

**いきいき百歳体操の効果**

「歩くことや立ち上がりが楽になった」等の身体的な効果や「近所の顔見知りが増えた、週1回集まることでお互いの見守りにつながっている」「困っていることの情報交換ができる場である。」等有効な住民どうしのつながりの場となっていることが伺えます。

**４　平成30年度の取組**

本協議会が発信の場となり、様々な生活支援のサポートの提案や育成を進めます。